

## 令和6年度地下水水質測定計画（案）の概要

### 1 測定地点

| 調査区分<br>測定機関 | 概況調査    | 汚染井戸周辺<br>地区調査 | 継続監視<br>調査 | 合 計     |
|--------------|---------|----------------|------------|---------|
| 山形市          | 10 (10) | 0 (0)          | 4 (4)      | 14 (14) |
| 山形県          | 28 (28) | 0 (0)          | 35 (31)    | 63 (59) |
| 合 計          | 38 (38) | 0 (0)          | 39 (35)    | 77 (73) |

( ) 内は令和5年度計画の調査地点数

### 2 前年度からの変更点

#### (1) 概況調査に関すること

##### ① 測定地点

山形市、最上地域及び庄内地域の計2市5町1村で実施する。

※ 令和5年度は山形市、村山地域及び置賜地域の計7市9町で実施。

##### ② 測定項目

周辺の工場・事業場等の立地状況を踏まえ、汚染の可能性を考慮して選定する。

#### (2) 継続監視調査に関すること

##### ① 概況調査や汚染井戸周辺地区調査等で汚染が判明した次の2地点を追加する。

| 地点名          | 測定回数  | 測定項目 |
|--------------|-------|------|
| 飯豊町手ノ子、飯豊町萩生 | 1年に1回 | 砒素   |

##### ② 長期間環境基準の超過がないため、次の地点について廃止する。

| 地点名と汚染物質名            | 変更内容 |
|----------------------|------|
| 東根市神町（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素） | 廃止   |

##### ③ 自然由来の汚染で濃度変動が小さいことがわかっている地点については、4年に1回の測定としており、令和6年度の測定地点は次のとおりとする。

| 地点名          | 測定回数  | 測定項目 |
|--------------|-------|------|
| 村山市楯岡、天童市久野本 | 1年に1回 | 砒素   |

ただし、米沢市、南陽市、川西町、高島町及び白鷹町における砒素の調査地点は、代表の8地点で毎年実施することとし、測定地点は次のとおりとする。

| 地点名   | 測定回数  | 測定項目 |
|---|-------|------|
| 米沢市信夫町、米沢市長手、<br>米沢市小野川、南陽市本中山、<br>南陽市漆山、高島町相森、<br>川西町高山、白鷹町荒砥甲 | 1年に1回 | 砒素   |

## 令和3年度からの地下水概況調査の実施方針

地下水概況調査が県内全域を一巡したことから、令和3年度以降は次の方針で調査を実施する。

### 1 今後の調査の進め方

1年に28地点を調査することとし、約10年で全メッシュを終了する。

調査は1年に2管内ずつ（1年目は村山・置賜地区、翌年度は最上・庄内地区）を交互に行う。

### 2 調査地点の選定方法

(1) 4km四方のメッシュ（従前の2kmメッシュの縦横2倍）を基本単位とし、その範囲（山形市を除く）から1地点を選定する。

(2) 10年以上調査していないメッシュを優先する。

(3) メッシュ内では、次の井戸を優先する。

① 調査済み井戸と異なる水脈であって浅井戸であるもの

② 汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、畜舎、畑地密集地等）の下流

③ 複数の井戸がある場合には、飲用井戸を優先

(4) 調査項目は、健康項目は次のとおりとし、pHは全地点で測定する。

① 半径1km以内に汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、最終処分場）がある場合は、28項目（ただしアルキル水銀については総水銀が検出された場合のみ）を測定する。

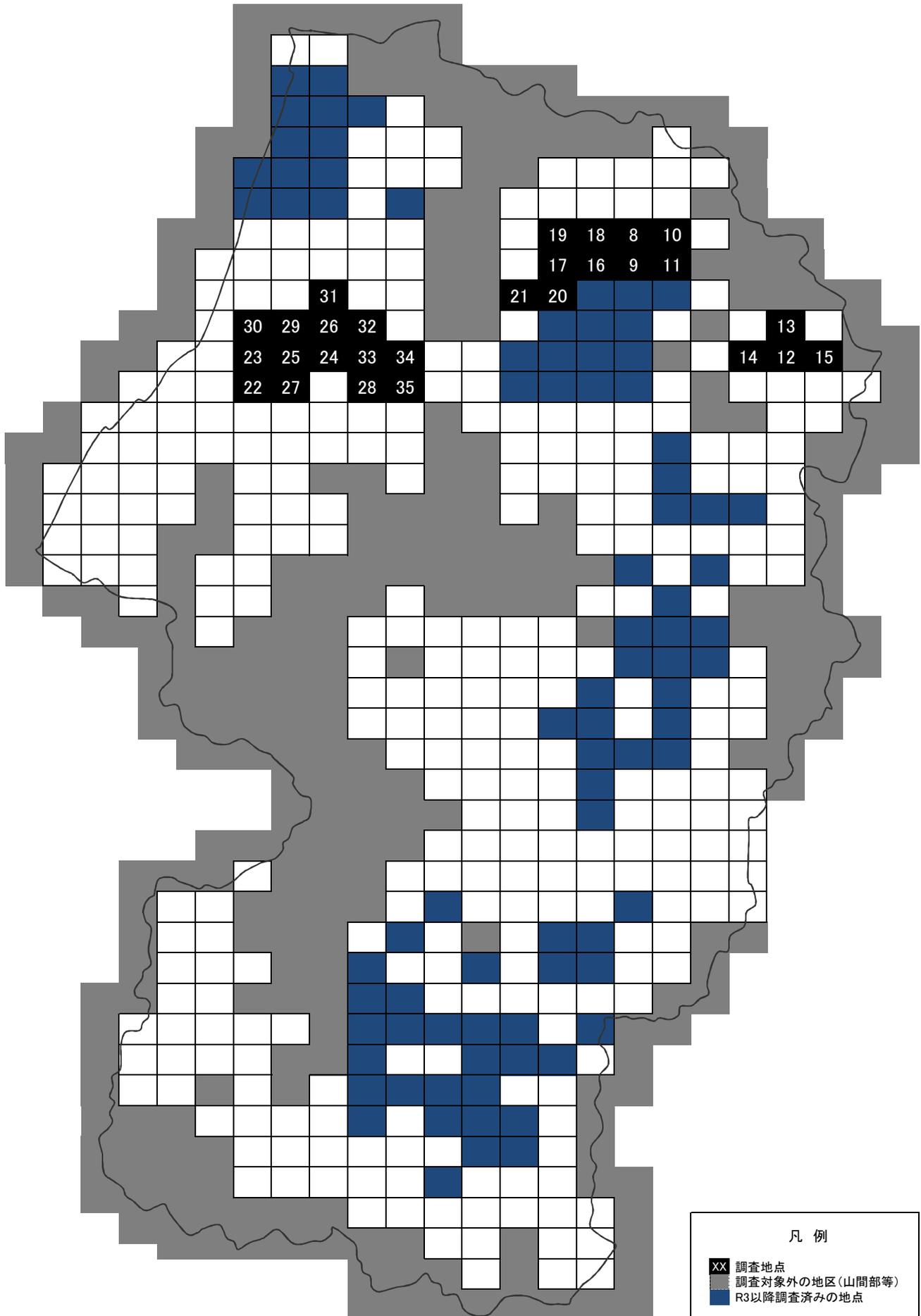
② ①以外の場合は、14項目\*（鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）を測定する。ただし、休廃止鉱山付近で調査する場合は、必要に応じてカドミウムを追加する。

※これまでの概況調査で複数回検出された項目、県内で地下水・土壤汚染が複数個所で判明した項目

(5) 測定は年1回とし、原則として7～8月に調査する。

(6) 調査井戸は、センター及び県庁水大気環境課と調整の上、総合支庁環境課が決定する。

令和6年度地下水水質測定地点図(概況調査)



# 令和6年度地下水水質測定地点図(継続監視調査)

